標準物質機構」に改め、同表二十九の項中

福祉・医療技術振興会	ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　テクノロジー

を

検査医学標準物質機構	ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　テクノロジー 独立行政法人産業技術総合研究所

に改め、同表四十一の項及び四十四の項から四十八の項までの項中「福祉・医療技術振興会」を「検査医学標準物質機構」に改め、同表四十九の項中

化学物質評価研究機構	検査医学標準物質機構

を

化学物質評価研究機構	ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　テクノロジー

に改め、同表五十九の項中

ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　テクノロジー	検査医学標準物質機構

を

化学物質評価研究機構	化学物質評価研究機構

に改め、同表六十の項中「福祉・医療技術振興会」を「検査医学標準物質機構」に改め、同表六十三の項中

化学物質評価研究機構	化学物質評価研究機構

を

化学物質評価研究機構	インスティチュート　フォア　リファレンス　マテリアルズ　アンド　メジャーメント ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　コントロール

に改め、同表六十六の項中

日本薬局方	日本薬局方 米国薬局方

を

日本薬局方	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール 日本薬局方外医薬品規格

に改め、同表百十四の項及び百二十の項中「国立医薬品食品衛生研究所」を「日本薬局方外医薬品規格」に改め、同表百二十一の項中「国立医薬品食品衛生研究所」を「日本薬局方」に改め、同表百二十二の項及び百二十四の項中「国立医薬品食品衛生研究所」を「日本薬局方」に改め、同表に次のように加える。

百三十一	ＬＤＬ―コレステロールキット	検査医学標準物質機構
百三十二	血液検査用アルファ１―酸性糖蛋白（たんぱく）キット	インスティチュート　フォア　リファレンス　マテリアルズ　アンド　メジャーメント
百三十三	血液検査用アンチトロンビンⅢキット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百三十四	血液検査用エタノールキット	ナショナル　インスティチュート　オブ　スタンダーズ　アンド　テクノロジー
百三十五	血液検査用キニジンキット	米国薬局方
百三十六	血液検査用甲状腺刺激ホルモンレセプター抗体キット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百三十七	血液検査用甲状腺ペルオキシダーゼ抗体キット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百三十八	血液検査用コリンエステラーゼキット	検査医学標準物質機構
百三十九	血液検査用サイログロブリン自己抗体キット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百四十	血液検査用プロテインＳキット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百四十一	血液検査用プロテインＣキット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール
百四十二	血液検査用プロラクチンキット	ナショナル　インスティチュート　フォア　バイオロジカル　スタンダーズ　アンド　コントロール